

## 登録によるメリットの付与（案 3月4日改定）

「登録博物館は、国の文化行政、教育行政、文化財政策、自然環境政策、科学技術政策において、高い公共性と専門性を担う機関であり、国及び地方自治体は当該博物館と協力して事業を行うとともに必要な措置を講ずる」

のような文章を法に差し込み、あとは政令や、省令などで措置  
（博物館のネットワーク化の推進は別条もほしいが）

## ○交付金積み増し、税控除

登録博物館の機能向上のため

公立博物館・地方独法：地方交付税の算定基準の学芸員配置人数の上積（認証博物館をもつ自治体はその館数×1名程度の上積み）

大学法人・独法：交付金の同程度上積み（それ以上が必要な場合には拠点化を検討）

私立博物館：税控除による同等措置

個人立には一般社団法人化なり NPO なり法人化を必要とする？（要検討、特典を付与するなら個人では難しいのではないか）

## ○寄付の促進

大学法人・地方独法・独法・その他法人立：経常経費にかかわる税負担が緩和され、寄付（現金）・寄贈（資料や作品）なども集めやすくなるよう、各種税制上の特例措置の拡大が必要。

公立博物館でも寄付や遺贈を受け入れやすくする仕組みの検討（広く博物館をカバーする支援基金などの基盤、受け皿づくり）、NPO との連携強化など

地方独法化によって失われた寄付寄贈などの税制上の優遇措置の復活。

## ○手続きの省略、簡素化

ワシントン条約関連（指定種の譲渡、絶滅危惧種の譲渡、特定外来生物に係る規定）など環境省関連規制、農水省関連（動物の飼育など）、厚労省関連（麻薬関連）、銃刀法など規制、褒章関連、文化財保護法（文化財展示、公開承認施設の前提としての登録）、著作権の教育機関特例

## ○各種競争的資金のエントリー

科学研究費については、登録博物館を「研究を目的とした機関」と認定。（その他資金や研究業績は各機関でクリア、ただし、紀要や図録などには研究出版物として認める一定の基準がほしい。）

文部科学省関連の教育、研究関連資金、芸術文化基本法関連資金、文化観光関連資金へのエントリー資格

## ○文化財デジタル発信のための基盤提供

中小の博物館のデジタル発信を支援するため、博物館向けクラウドを（JAIRO クラウド型）開放（データベースを公的にバックアップ）

○さらなる重点化・ネットワーク形成のための拠点博物館は登録博物館であることが大前提  
ネットワーク形成も「必要な措置」として文化庁が行う。

○文化的景観が国交省の伝建地区指定など街づくり事業と連動する、日本遺産指定がまちづくりのきっかけになるように、「登録・認証」を博物館が受けることで街づくりの充実につながるような政策連携メニューもほしい。（OECD ガイド参照 <https://icomjapan.org/wp/wp-content/uploads/2020/03/OECD-ICOMguide.pdf>）